



第2期

# 宮城県教育振興基本計画

～志を育み，復興から未来の創造へ～

平成29年3月

宮城県・宮城県教育委員会

## 御 挨拶

宮城県では、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、県政運営の中長期的な基本指針である宮城の将来ビジョン（平成19年3月策定）との一体性に配慮しながら、平成22年3月に宮城県教育振興基本計画を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けたことに加え、人口減少社会の到来を見据えた地方創生の動きや、近年のグローバル化及びICT(情報通信技術)の進展など、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しています。また、いじめ・不登校等への対応や心のケア、震災の教訓を踏まえた防災教育の推進など、震災等を契機に顕在化した様々な課題に対応する取組が必要になっているところ です。

このようなことから、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があると考え、宮城県教育振興基本計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性等を示す「第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～」を策定しました。

本県の復興、そして未来を創造していくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成であり、そのために教育は重要な役割を果たすものであります。

このため、本計画においては、本県独自の取組である志教育を柱として、東日本大震災からの復興、そして未来を担う人づくりを推進することを重要な観点として盛り込み、目指す姿の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、様々な施策を展開することとしています。

県では、本計画の実現に向けて、県教育委員会をはじめ、関係部局が相互に連携・協力を図りながら、部局横断的に取り組んでまいります。また、市町村教育委員会や学校・教育機関、そして家庭や地域、企業、NPO等の民間団体等と連携・協働し、本計画に掲げた施策を着実に推進してまいります。

県民の皆様におかれましても、本県の子供たちの健やかな成長を支えていくため、それぞれの責任と役割のもと、県民総がかりで次世代を育てる教育が展開されるよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月

宮城県知事 村井 嘉浩  
宮城県教育委員会

# 目 次

## 第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

## 第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況	2
2 本県教育の課題	7
3 宮城県教育振興基本計画の検証	18

## 第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿	26
2 計画の目標	26

## 第4章 施策の展開

1 施策の全体体系	28
2 施策の基本方向	32
▶基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成	32
(1) 生きる力を育む「志教育」の推進 <b>重点的取組1</b>	
(2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 <b>重点的取組2</b>	
(3) いじめ・不登校等への対応，心のケアの充実 <b>重点的取組3</b>	
▶基本方向2：健やかな体の育成	38
(1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 <b>重点的取組4</b>	
(2) 食育の推進	
(3) 心身の健康を育む学校保健の充実	
▶基本方向3：確かな学力の育成	42
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 <b>重点的取組5</b>	
(2) 国際理解を育む教育の推進	
(3) ICT(情報通信技術)教育の推進	
(4) 社会形成・社会参加に関する教育(シチズンシップ教育)の推進	
(5) 環境教育の推進	
▶基本方向4：幼児教育の充実	47
(1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 <b>重点的取組6</b>	
(2) 幼児教育の充実のための環境づくり	
(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり	
▶基本方向5：多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	50
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 <b>重点的取組7</b>	
(2) 多様な個性が活かされる教育の推進	



▶基本方向6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成	54
(1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成	
(2) 文化財の保護と活用	
(3) 宮城の将来を担う人づくり <b>重点的取組8</b>	
▶基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成	58
(1) 系統的な防災教育の推進 <b>重点的取組9</b>	
(2) 地域と連携した防災・安全体制の確立	
▶基本方向8：安心して楽しく学べる教育環境づくり	62
(1) 教員の資質能力の総合的な向上 <b>重点的取組10</b>	
(2) 教職員を支える環境づくりの推進	
(3) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 <b>重点的取組11</b>	
(4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 <b>重点的取組12</b>	
(5) 学校施設・設備の整備充実	
(6) 私学教育の振興	
▶基本方向9：家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり	70
(1) 家庭の教育力を支える環境づくり <b>重点的取組13</b>	
(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 <b>重点的取組14</b>	
(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり	
▶基本方向10：生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	75
(1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 <b>重点的取組15</b>	
(2) 多様な学びによる地域づくり	
(3) 文化芸術活動の推進	
(4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 <b>重点的取組16</b>	
(5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進	

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進に向けた施策の在り方	80
2 学校における教育施策の着実な推進	81
3 関係機関、関係団体等との連携	81
4 県民総がかりによる教育施策の展開	82

## 資料

1 第2期宮城県教育振興基本計画策定経過	84
2 宮城県教育振興審議会への諮問文	86
3 宮城県教育振興審議会委員名簿	87
4 教育振興審議会条例	88



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

## 3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。